

高等学校教諭免許状の上級免許状（免許法別表第3、施行規則第11条～14条、教育職員免許法等施行細則第10条・第12条）

※ 基礎となる免許状を取得した後に、大学等で修得した単位のみ有効です。

※ 高等学校教諭一種免許状を取得する場合、(1)または(2)の該当する単位表を御覧ください。

(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	「高等学校教諭一種免許状別表第3備考第7号」の単位表を御覧ください。
(2) 大学を卒業した者等	ア又はイのいずれかに該当する者 ア 大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者 イ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	「高等学校教諭一種免許状別表第3備考第7号・施行規則第11条備考第3号」の単位表を御覧ください。

高等学校教諭一種免許状 別表第3備考第7号

【基礎資格・必要在職年数】

- ☐ 高等学校教諭免許状を有すること
- ☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 5年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること										
第1欄	受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状								在職年数及び修得単位
	在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12以上	
第2欄	教科に関する専門的事項に関する	(施行細則第19条の2) 免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上 (同規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上) 修得するものとする。	10	9	8	7	6	5	4	3	
		教育の基礎的理解に関する科目	3	3	3	3	3	2	1	1	
	各指 導 教 育 科 目 関 係 的 育 教 科 に の	各教科の指導法に関する科目									
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	6	6	3	3	3	3	3	
		選択科目	3	2	1	3	2	1	2		
	大学が独自に設定	(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目(中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目)又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。	4	4	4	3	3	3	2	2	
第3欄	最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

()の単位について・・・教育職員免許法施行規則第11条表備考第2号
高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第6項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、4単位に不足する単位数に12単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。

高等学校教諭一種免許状 別表第3備考第7号・施行規則第11条備考第3号

【基礎資格・必要在職年数】

- ☐ 高等学校教諭免許状を有すること
- ☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 3年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること

第1欄	受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状				在職年数及び修得単位
	在職年数		3	4	5	6以上	
	的 教 事 科 項 に 関 関 す する る 専 科 門	(施行細則第19条の2) 免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上（同規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えるときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）修得するものとする。	5	4	4	3	
		す 理 の 論 目 関 指 各 等 解 基 の 又 す 導 教 科 に 礎 教 は る 法 科 目 関 的 育 教 科 に の	教育の基礎的理解に関する科目	3	1	1	1
	各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
	選択科目		1	2	1		
	に 大 科 設 目 定 が 学 す 校 独 に る 自	(施行細則第28条) 第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目）又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。	8	7	5	3	
第3欄	最低修得単位数		25	20	15	10	

()の単位について・・・教育職員免許法施行規則第11条表備考第2号

高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第6項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、4単位に不足する単位数に12単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。

※教育職員免許法施行規則第11条表備考第3号

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、この表の当該一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる科目の単位数を修得したものとしなして、この表を適用する。

二 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目5単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等5単位を含めて20単位

※教育職員免許法施行規則第12条

第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者の免許法別表第3の第3欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数が3年以上である場合は在職年数2年とみなして取り扱うことができる。第17条第1項の表備考に規定する者の免許法別表第6の第3欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

※施行規則第5条表備考第1号・・・それぞれ定める教科に関する科目について1単位以上修得	イ	【国語】 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
	ロ	【地理歴史】 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
	ハ	【公民】 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学・経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
	ニ	【数学】 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
	ホ	【理科】 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	ヘ	【音楽】 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
	ト	【美術】 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
	チ	【工芸】 図法・製図、デザイン、工芸施策（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
	リ	【書道】 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
	ヌ	【保健体育】 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	ル	【保健】 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	ヲ	【看護】 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
	ワ	【家庭】 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
	カ	【情報】 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術
	ヨ	【農業】 農業の関係科目、職業指導
	タ	【工業】 工業の関係科目、職業指導
	レ	【商業】 商業の関係科目、職業指導
	ソ	【水産】 水産の関係科目、職業指導
	ツ	【福祉】 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解・加齢に関する理解・障害に関する理解
	ネ	【商船】 商船の関係科目、職業指導
	ナ	【職業指導】 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
	ラ	【英語】 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
	ム	【宗教】 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

高等学校教諭専修免許状 別表第 3

【基礎資格・必要在職年数】

高等学校教諭免許状を有すること

☐ 基礎資格取得後に最低在職年数 3 年以上

【必要単位】

	基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること		
第 1 欄	受けようとする免許状の種類	高等学校教諭専修免許状	在職年数及び修得単位
	在職年数	3	
第 2 欄	大学が独自に設定する科目	15	
第 3 欄	最低修得単位数	15	